

# 令和 \_\_\_\_年度（令和 \_\_\_\_年分所得 相当分）市民税・都民税（住民税） 上場株式等の所得に係る 申告不要等 申出書

(職員使用欄) コード: 

--	--	--	--

この申出書は、確定申告した所得のうち、所得税 15.315%の他に市民税・都民税（住民税）が 5%源泉徴収（天引き）される設定の上場株式等の配当所得又は譲渡所得について、市民税・都民税（住民税）で確定申告とは別の課税方式を選択するためのものです。要件等は裏面（2ページ目）をご覧ください。



「納税義務者」

住所 <small>(1月1日現在)</small>	狛江市	電話番号	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	申告作成税理士 又は 代理申告者 氏名	
氏名			

**所得税の「確定申告」の内容をご記入ください。 ※資料添付必須（裏面のとお）**

▼第1表 ※ ( ) 内の番号等は、確定申告（令和2年分所得用の場合）の用紙に記載されている番号等です。

(総合課税) 配当	収入 (確定申告書 A・B: ㊸)	所得 (確定申告書 A: ㊹, 確定申告書 B: ㊺)
	円	円

▼第2表 ※ 確定申告書 A：住民税に関する事項、確定申告書 B：住民税・事業税に関する事項 に記載されている金額です。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円
---------	---	--------------	---

▼第3表 ※ ( ) 内の番号等は、確定申告（令和2年分所得用の場合）の用紙に記載されている番号等です。

収入の種類	収入	所得	繰越控除金額	
上場株式等の 譲渡	円	円	本年分から差し引く分	円
			翌年以降に繰り越される分	円
上場株式等の 配当等（分離課税）	円	円	本年分から差し引く分	円

**市民税・都民税（住民税）における申告内容（該当する番号にマルをしてください。）**

市民税・都民税（住民税）が予め源泉徴収される設定の上場株式等の配当所得又は譲渡所得について、市民税・都民税（住民税）では、所得税とは別の課税方式を以下のとおり選択します（1・2のうち該当する方へチェックしてください）。なお、裏面（2ページ目）の「確定申告と異なる課税方式を選択できる場合（要件・注意点）」を理解したうえで申し出します。

1. 上表の、確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得の全てについて、市民税・都民税（住民税）では申告しません。

2. 上表の、確定申告した（予定を含む）上場株式等の所得の一部について、市民税・都民税（住民税）では下表のとおり申告します。（市民税・都民税（住民税）でどのように課税計算するかを、下表に必ずご記入ください。）

「2」を選択した場合のみ記入

(総合課税) 配当	収入	所得		
	円	円		
配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円	
収入の種類	収入	所得	繰越控除金額	
上場株式等の 譲渡	円	円	本年分から差し引く分	円
			翌年以降に繰り越される分	円
上場株式等の 配当等（分離課税）	円	円	本年分から差し引く分	円

## ◀ 添付書類（必須） ▶

この申出書に、次の書類（写し）を全て添付してください。

- 所得税と異なる課税方式を選択する所得から、**市民税・都民税（住民税）が源泉徴収されている（又はその設定がある）ことがわかる書類**の写し

\* 特定口座 年間取引報告書、 配当等の支払通知 など

\* **会社等が発行した書類がない場合は**、以下の項目を列挙した内訳書を自己作成し、添付してください。

所得の種類(配当/譲渡), 所得の生じる場所(〇〇銀行等), 収入金額, 市民税・都民税(住民税)の源泉徴収税額(配当割額控除額/株式等譲渡所得割額控除額), 所得税での課税方式(総合/分離), 市民税・都民税(住民税)での課税方式(総合/分離/申告不要)

- 確定申告書**（提出予定の下書き又は提出した控え）の写し

会社等が発行した書類がある場合は、内訳書の自己作成は不要です。

## 確定申告と異なる課税方式を選択できる場合（要件・注意点） ※必ずお読みください。

- 本申出書の提出期限は、遅くとも、市民税・都民税(住民税)の税額決定通知書が送達されるまでです。
- 市民税・都民税(住民税)で「申告不要とする」とは、源泉徴収されたままとし、市民税・都民税(住民税)の均等割・所得割の「計算に含めない」ことを指します。
- 所得税と異なる課税方式を選択できる所得は、所得税 15.315%の他に市民税・都民税(住民税)が 5%源泉徴収(天引き)される設定の上場株式等の配当所得又は譲渡所得に限ります。所得税が 20.42%源泉徴収されているが市民税・都民税(住民税)が源泉徴収されていない所得は、該当しません。
- 市民税・都民税(住民税)が源泉徴収されていない上場株式等及び非上場(一般)株式等の所得は、申告するか否かを、市民税・都民税(住民税)において選択することができません。市民税・都民税(住民税)の申告が必須のため、必ず申告をお願いします。
- 特定口座で源泉徴収「有」に設定しており、同じ特定口座内で譲渡所得(マイナス)と配当所得(プラス)が損益通算されている場合は、譲渡所得と配当所得のいずれか一方のみを申告不要とすることはできません。ただし、同じ特定口座内で譲渡所得(プラス)と配当所得(プラス)がある場合、その譲渡所得と配当所得のいずれか一方のみを申告不要とすることはできます。
- 確定申告書により所得税で認められる予定の繰越控除金額がある場合、本申出により、当該繰越控除が市民税・都民税(住民税)では適用されなくなる、又は、適用できる繰越控除額が所得税と市民税・都民税(住民税)で異なる場合があります。(繰越控除は申告の連続性がある場合にのみ適用できますが、本申出によりその連続性の全部又は一部がなくなる場合があるためです。)
- 本申出と添付書類に不足・制度上の記載誤りや確定申告との相違点等の不明点がある場合には、税務署や金融機関等関係団体に調査を行うことがあります。またこの場合、申告不要要件不備として、確定申告書のとおり課税計算を行うことがあります。予めご了承ください。
- 本申出をすることで市民税・都民税(住民税)において所得が減少し、各種控除を追加できる場合(例:配偶者控除、勤労学生控除 等)は、本申出とあわせて、控除を追加する旨を「市民税・都民税(住民税) 申告書」で別途ご申告ください。
- 本申出による、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料への影響は、本申出書の提出先である課税課では回答できかねます。申出書の提出前に、各所管部署へ直接お問い合わせください。

◀ 問い合わせ先(市民税・都民税(住民税)に関すること) ▶  
狛江市役所 課税課 住民税係  
〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5  
電話:03-3430-1111(代)